

○運転免許(試験により判断する場合以外の場合)

(第 84 条第 1 項)

**改正** 平成 26 年 6 月 4 日 平成 28 年 2 月 1 日  
 平成 29 年 3 月 12 日 平成 29 年 9 月 1 日  
 令和元年 12 月 1 日 令和 2 年 6 月 30 日  
 令和 5 年 1 月 4 日 令和 5 年 7 月 1 日  
 令和 7 年 3 月 24 日

審査基準

令和 7 年 3 月 24 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 84 条第 1 項
処分の概要	運転免許(試験により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会(免許の保留及び仮免許付与については、岡山県警察本部長)
法令の定め	<p>道路交通法第 88 条(免許の欠格事由)、第 90 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項(免許の拒否等)、第 90 条の 2 第 1 項(大型免許等を受けようとする者の義務)、第 96 条(受験資格)、第 96 条の 2(受験資格)、第 96 条の 3(受験資格)</p> <p>道路交通法施行令第 32 条の 7(19 歳から大型免許等を受けることができる者)、第 32 条の 8(19 歳から中型免許等を受けることができる者)、第 33 条(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2 の 2(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2 の 3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第 33 条の 5 の 2(仮運転免許の拒否の基準)、第 33 条の 5 の 3(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 34 条(受験資格の特例)、第 34 条の 2(受験資格の特例)</p>
審査基準	<p>病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり</p> <p>点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり</p>
標準処理期間	申請の当日中
申請先	<p>運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター及び一部の警察署(岡山中央警察署、岡山西警察署、備前警察署、瀬戸内警察署、玉野警察署、玉島警察署、笠岡警察署、高梁警察署、新見警察署、真庭警察署及び美作警察署)の交通課(交通第一課を含む。)</p> <p>運転免許センター以外の申請先は仮免許に係る申請に限る。</p>

問 合 わ せ 先	交通部運転管理課行政処分係又は交通部運転免許課試験係
-----------------------	----------------------------

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]